



部落差別(同和)問題

人権とは「誰もが生まれながらにしてもっている、自分らしく幸せに生きる権利」のことです。憲法でも基本的人権として、犯すことの出来ない永久の権利として保障されています。

しかし、部落差別問題では、被差別地区出身であることや、出自を理由に、結婚や就職などの際に不当な扱いを受け、保障されているはずの権利・自由が、被差別地区出身の人々に完全に保障されていないという社会問題であり、日本固有の人権問題です。この問題の解決には、国民一人ひとりが理解を深め、自らの意識を見つめ直すとともに、自らを啓発していくことが必要です。

「部落差別解消推進法」(部落差別の解消の推進に関する法律)をご存じですか？

～この法律は、部落差別を解消し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに講ずべき施策について定めたものです。～

部落差別問題の解決に向け、これまでの長年の取組によって、生活環境や産業基盤が整備されるなど格差が改善されるとともに社会の様々な分野で人権尊重の意識も高まってきました。しかし、未だに、結婚・就職差別や差別発言、インターネット上での差別的情報が拡散するなど解決に至っていません。

このような中、部落差別は許されないものであるとの認識のもと「部落差別の解消の推進に関する法律」が2016(平成28)年12月16日に施行されました。

この法律のポイントは、現在もなお部落差別が存在するとの認識が新たに示され、部落差別は日本国憲法に照らして「許されないもの」「解決すべき重要な課題である」と明記されました。(第1条)

また、部落差別の解消に関する教育及び啓発の必要が明記されました。(第5条)

□ 隣保館は、あなたの身近な相談窓口です。

隣保館では、人権に関すること、生活のこと、就労のことなど様々な相談に応じています。

町内にお住まいの方であればどなたでも相談に対応します(相談無料)。

相談内容は固く守られていますのでご安心ください。なお、相談は電話でも受け付けていますが、相談内容によっては、ご来館が必要な場合もあります。

4月の行事予定

※(保) 玖珠町隣保館 (集) 十五駄集会所

7日(木)午後1時30分～	生花教室(保)	21日(木)午後1時30分～	生花教室(保)
10日(日)午後1時30分～	編物教室(保)	24日(日)午後1時30分～	編物教室(保)
11日(月)午後8時00分～	カラオケ教室(保)	25日(月)午後8時00分～	カラオケ教室(保)
13日(水)午後3時30分～	書き方教室(保)	27日(水)午後3時30分～	書き方教室(保)
14日(木)午前9時30分～	茶道教室(保)	28日(木)午前9時30分～	茶道教室(保)
20日(水)午前9時30分～	料理教室(集)		

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催などが変更になる場合があります。

ハローワークの求人情報もありますので、お気軽に隣保館にお尋ねください。